

■別紙ー2

「防火避難規定の解説2023」との適用一覧

- 凡例 ○ 取扱基準として扱うもの
 ◎ 取扱基準に追記があるもの
 ● 滋賀県内取扱基準によるもの

防火避難規定の解説2023	適用 判断	滋賀県内建築基準法取扱基準
【法第2条】用語の定義		
1. 居室		
1) サウナ室及び住宅の台所に関する防火避難規定上の非居室扱い	○	
2. 延焼のおそれのある部分		
1) 建築物相互間の取扱い	○	
2) 附属建築物の取扱い	●	1-1-02 延焼のおそれのある部分の取扱い
3) 線路敷及び公共水路・緑道等の取扱い	○	
4) 地階における延焼のおそれのある部分の取扱い	○	
3. 耐火構造【令第107条】		
1) 最上階から数える階数のとり方(耐火性能)	○	
2) 吹抜き等があり、部分的に階数が異なる場合(耐火性能)	○	
3) 耐火建築物の屋根に設けるトップライトの取扱い	○	
4) 耐火建築物の屋上に設ける修景のための置き屋根の構造	○	
5) 耐火パネルを支持する下地の構造(外壁)	○	
6) 斜材(筋かい)の耐火被覆の取扱い	○	
7) 1階の車寄せなどに設ける大規模なひさしの耐火被覆	●	3-1-01 耐火建築物、準耐火建築物の付属部分の取扱い
8) 高層部と低層部があり、部分的に階数が異なる場合(耐火性能)	○	
9) 耐火構造の外壁に木材、外断熱材等を施す場合の取扱い	○	
10) 耐火構造の屋根の例示仕様について	○	
11) 耐火性能に関する技術基準について	○	
12) メゾネット型共同住宅内の階段の構造	○	
13) 耐火建築物の主要構造部等	○	
4. 準耐火構造【令第107条の2】		
1) 準耐火構造の性能基準について	○	
5. 防火構造【令第108条】		
1) 屋内側防火被覆の取扱い	○	
6. 【令第108条の3】		
1) 耐火性能検証法	○	
7. 防火設備【令第109条】		
1) 防火設備とみなすので壁・塀等	○	
8. 準耐火建築物【令第109条の3】		
1) 耐火構造の外壁を支持する部材の構造(口準耐1)	○	
2) 外壁及び床を不燃材料又は準不燃材料とする範囲(口準耐2)	○	
3) 屋根を不燃材料で造り又はふく構造(口準耐2)	○	
【法第27条】耐火建築物等		
9. 耐火建築物等としなければならない特殊建築物		
1) 3階建の建築物の3階部分に小規模な売店を有する場合	○	
2) 法第27条の対象となる3階建の共同住宅の取扱い	○	
3) 法第27条の対象となる3階建の診療所の取扱い	○	
【法第34条】昇降機		
10. 非常用の昇降機【令第129条の13の2、3】		
1) 非常用の昇降機の設置免除	○	
2) 設置免除に係る床面積の合計及び階数の取扱い	○	
3) 設置免除に係る法第2条第九の二号口に規定する防火設備の取扱い	○	
4) 非常用の昇降機の停止階の取扱い	○	
5) 乗降ロビーと屋内との連絡の免除	○	
6) 乗降ロビーの出入口に設ける戸の開閉方向	○	
7) 乗降ロビーと特別避難階段の付室を兼用した場合の必要床面積	○	
【法第35条】避難施設		
11. 窓その他の開口部を有しない居室等【令第116条の2】		
1) 法第35条の適用を受ける無窓の居室の範囲	○	
2) 令第116条の2第1項第二号の開口部としての出入口の戸の取扱い	○	
12. 適用の範囲【令第117条】		

■別紙ー2

「防火避難規定の解説2023」との適用一覧

- 凡例 ○ 取扱基準として扱うもの
 ◎ 取扱基準に追記があるもの
 ● 滋賀県内取扱基準によるもの

防火避難規定の解説2023	適用 判断	滋賀県内建築基準法取扱基準
1) 令第117条第2項第一号の区画を建築設備等が貫通する場合	○	
2) ツインビル等の避難規定上の取扱い	○	
13. 廊下の幅【令第119条】		
1) 学校のクラブハウスの廊下の幅	○	
14. 直通階段の設置【令第120条】		
1) 直通階段の要件	○	
2) 特別避難階段までの歩行距離	○	
3) 歩行距離の緩和における内装不燃化の範囲	○	
4) メゾネット型共同住宅の住戸の直通階段までの歩行距離	○	
15. 2以上の直通階段を設ける場合【令第121条】		
1) 大規模店舗(床面積の合計が1500㎡を超えるもの)の取扱い	○	
2) 避難上有効なバルコニー等の構造	◎	3-2-04 避難上有効なバルコニー等の構造について 3-2-21 避難上有効なバルコニー等の構造における「バルコニーは十分外気に開放されていること」について
3) ホテル・旅館等の宿泊室及び寄宿舎の寝室の範囲	○	
4) 令第121条第1項第六号イのかっこ書における用途の取扱い	○	
5) 令第121条第3項に規定する通常の歩行経路	○	
6) 階段の踊場を経由する場合の2方向避難の取扱い	○	
16. 避難階段の設置【令第122条】		
1) 避難階段及び特別避難階段の設置免除	○	
2) 地上階と地階の双方に通ずる避難階段及び特別避難階段の取扱い	○	
3) 屋上広場の設置	○	
17. 避難階段及び特別避難階段の構造【令第123条】		
1) 屋内避難階段等の階段室内に設ける昇降機の出入口	○	
2) 屋外避難階段とエレベーターの出入口との関係	○	
3) 屋外避難階段の直上・直下にある開口部の取扱い	○	
4) 屋外避難階段から2m未満の距離に設けるはめごろし戸の取扱い	○	
5) 特別避難階段のバルコニー又は付室の床面積	○	
18. 共同住宅の住戸の床面積の算定等【令第123条の2】		
1) メゾネット型共同住宅の住戸の出入口	○	
2) 5階以上の階のメゾネット型住戸と2以上の直通階段の設置	○	
19. 物品販売業を営む店舗における避難階段等の幅【令第124条】		
1) 避難階段等の幅及び避難階段等に通ずる出入口の幅の合計の取扱い	○	
2) 2つの避難階段の踊場が重複する場合の取扱い	○	
20. 屋外への出口【令第125条】		
1) 大規模店舗で避難階が複数ある場合の屋外への出口の幅	○	
21. 屋外への出口等の施錠装置の構造等【令第125条の2】		
1) 屋外への出口等に設ける電気錠の取扱い	○	
22. 屋上広場等【令第126条】		
1) 階段の踊場等における手すりの設置	●	3-2-08 バルコニー等の手すりの取扱い
2) 屋上広場の面積の取扱い	●	3-2-09 屋上広場の取扱い
【法第35条】排煙設備		
23. 排煙設備の設置【令第126条の2】		
1) 令第126条の2第1項本文の解釈	○	
24. 排煙設備の適用除外部分【令第126条の2】		
1) 令第126条の2第1項ただし書第二号(学校等)	○	
2) 令第126条の2第1項ただし書第三号(階段等)	○	
3) 令第126条の2第1項ただし書第四号(機械製作工場等)	○	
4) その他(風除室、刑務所等)	○	
25. 防煙区画【令第126条の2、3】		
1) 令第126条の2第1項ただし書第三号(階段等)の部分との区画	○	

■別紙ー2

「防火避難規定の解説2023」との適用一覧

- 凡例 ○ 取扱基準として扱うもの
◎ 取扱基準に追記があるもの
● 滋賀県内取扱基準によるもの

防火避難規定の解説2023	適用 判断	滋賀県内建築基準法取扱基準
2) 吹抜きのある場合の取扱い	○	
3) 個々に間仕切りされた室を同一防煙区画とみなす場合の取扱い	○	
4) 防煙区画間の仕様①	●	3-2-13 防煙区画の取扱い
4) 防煙区画間の仕様②	●	3-2-15 機械排煙について
4) 防煙区画間の仕様③	○	
4) 防煙区画間の仕様④	○	
26. 防煙壁【令第126条の2、3】		
1) 防煙たれ壁に使用するガラスの取扱い	●	3-2-11 排煙の有効なとり方等について
2) 可動防煙たれ壁の取扱い	○	
27. 自然排煙口及び手動開放装置【令第126条の2、3】		
1) 排煙上有効な開口部(自然排煙口)の取扱い①	○	
1) 排煙上有効な開口部(自然排煙口)の取扱い②	○	
1) 排煙上有効な開口部(自然排煙口)の取扱い③	○	
1) 排煙上有効な開口部(自然排煙口)の取扱い④	●	3-2-11 排煙の有効なとり方等について
1) 排煙上有効な開口部(自然排煙口)の取扱い⑤	◎	3-2-11 排煙の有効なとり方等について
1) 排煙上有効な開口部(自然排煙口)の取扱い⑥	●	3-2-11 排煙の有効なとり方等について
2) 手動開放装置の取扱い①	○	
2) 手動開放装置の取扱い②	○	
2) 手動開放装置の取扱い③	●	3-2-15 機械排煙について
2) 手動開放装置の取扱い④	○	
28. 排煙告示【令第126条の2、3】		
1) 平12建告第1436号の第三号の天井の高さのとり方	○	
2) 平12建告第1436号の第四号イの適用の範囲(住宅等)	○	
3) 平12建告第1436号の第四号ハの適用の範囲(車庫等)	○	
4) 平12建告第1436号の第四号ニ及びホの適用の範囲	○	
【法第35条】非常用の照明装置		
29. 非常用の照明装置の設置を要する部分【令第126条の4】		
1) 公衆浴場等の浴室・脱衣室の取扱い	○	
2) 居室の一部が避難経路を兼ねる場合の取扱い	○	
3) 学校等における非常用の照明装置の設置	○	
4) ホテル等の宿泊室に設ける非常用の照明装置の取扱い	○	
5) 地下駐車場、大規模な倉庫における非常用の照明装置の設置	○	
30. 非常用の照明装置の設置不要部分【令第126条の4】		
1) 開放廊下・開放階段の取扱い	●	3-2-10 開放廊下等の取扱い
2) 物品販売業を営む店舗の店内通路の取扱い	○	
3) 小規模な店舗兼用住宅の取扱い	○	
31. 非常用の照明装置告示【令第126条の4】		
1) 歩行距離が30mを超える大部屋の取扱い	○	
2) 歩行距離が30mを超える工場の取扱い	○	
【法第35条】非常用の進入口		
32. 非常用の進入口の設置【令第126条の6、7】		
1) 非常用の進入口又は代替進入口を設置すべき外壁面	○	
2) 共同住宅に設ける代替進入口の特例	○	
3) 屋窓・ドーマー等の開口部に係る代替進入口	○	
33. 非常用の進入口の配置及び構造【令第126条の6、7】		
1) 非常用の進入口又は代替進入口の配置①	○	
1) 非常用の進入口又は代替進入口の配置②	○	
1) 非常用の進入口又は代替進入口の配置(解説)	●	3-2-17 非常用の進入口に代わる窓の設置について
2) 代替進入口の「進入を妨げる構造」の取扱い①	○	
2) 代替進入口の「進入を妨げる構造」の取扱い②	○	
2) 代替進入口の「進入を妨げる構造」の取扱い③	●	3-2-17 非常用の進入口に代わる窓の設置について
【法第35条】敷地内の通路		
34. 敷地内の通路【令第128条】		
1) 敷地内の通路の取扱い①	○	
1) 敷地内の通路の取扱い②	●	3-2-18 避難用の通路等について
【法第35条の2】避難上の安全検証法		
35. 避難上の安全の検証【令第129条、第129条の2、2の2】		
1) 火災の発生のおそれの少ない室	○	

■別紙ー2

「防火避難規定の解説2023」との適用一覧

- 凡例 ○ 取扱基準として扱うもの
 ◎ 取扱基準に追記があるもの
 ● 滋賀県内取扱基準によるもの

防火避難規定の解説2023	適用 判断	滋賀県内建築基準法取扱基準
2) 階避難安全検証法	○	
3) 居室の出口の1に達するまでに要する歩行時間	○	
4) 滞留の解消時間	○	
5) 在館者密度	○	
6) 火災成長率	○	
7) 階ごとの検証範囲	○	
8) ツインビル等の検証方法	○	
9) 全館避難安全検証法	○	
10) 全館煙降下時間	○	
【法第35条の2】内装制限		
36. 特殊建築物等の内装【令第128条の4、第128条の5】		
1) 調理室等とその他の部分とが一体である室の内装制限	○	
2) 電磁誘導加熱式調理器等の内装制限	○	
3) 内装制限における柱・はり等の取扱い	○	
4) 共同住宅の集会室等及び複合用途建築物内の住戸部分の内装制限	○	
【法第36条】階段		
37. 階段【令第23条】		
1) 屋外階段と屋外避難階段の取扱い	●	3-2-02 屋外階段の取扱い
2) 階段室型共同住宅における階段の幅の取扱い	○	
3) メゾネット型共同住宅の住戸からの直通階段の幅	○	
4) 屋外階段の幅及び蹴上げ・踏面の寸法等の取扱い	○	
5) 大規模店舗における階段の幅等の取扱い	○	
6) 階段の有効幅員について	●	3-2-01 階段の取扱い
【法第36条】防火区画		
38. 面積区画【令第112条】		
1) 大規模なひさしを有する倉庫・工場等の取扱い	○	
2) 用途上やむを得ない場合の取扱い	○	
39. 竪穴区画【令第112条】		
1) 自主的に主要構造部を耐火構造等とした建築物の取扱い	○	
2) 小規模な廊下・通路等と一体となった階段室の取扱い	○	
3) 自走式立体駐車場の車路部分の取扱い	○	
4) 避難階からその直上階又は直下階のみに通ずる吹抜きの範囲	○	
5) 店舗等3階建て兼用住宅の竪穴区画	○	
6) 昇降路の壁等を有しないエレベーターの竪穴区画の取扱い	○	
40. 異種用途区画【令第112条】		
1) 店舗等付共同住宅における異種用途区画の取扱い	○	
2) 物品販売業を営む店舗と飲食店舗との異種用途区画の取扱い	○	
41. 常時閉鎖式防火戸【令第112条】		
1) バイパススペース等における点検・検針用の戸の取扱い	○	
2) はめごろし戸を常時閉鎖式防火戸とみなす取扱い	○	
42. 防火区画【令第112条】		
1) 防火区画を構成する床・壁の範囲	○	
【法第36条】界壁等		
43. 長屋又は共同住宅の各戸の界壁【令第114条】		
1) 界壁の範囲及び構造	●	3-1-09 界壁、主要間仕切壁の取扱い
44. 学校、病院等における防火上主要な間仕切壁【令第114条】		
1) 防火上主要な間仕切壁	●	3-1-09 界壁、主要間仕切壁の取扱い
2) 間仕切壁を準耐火構造としない場合の「避難上有効なバルコニー」について	◎	3-2-21 避難上有効なバルコニー等の構造における「バルコニーは十分外気に開放されていること」について
【法第62条】準防火地域内の建築物		
45. 地階を除く階数が3である建築物の技術的基準【令第136条の2】		
1) 木造3階建における0.2㎡以内の換気窓の設置位置	○	
【法第84条の2】簡易な構造の建築物に対する制限の緩和		
46. 簡易な構造の建築物【令第136条の9、令第136条の10】		
1) 簡易な構造の建築物の指定について	○	
2) 簡易な構造の建築物の基準について	○	